官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（一）　三
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（四）　五
〔府令・省令〕
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境一）　六
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働五）　六
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境一）　六
〔法規的告示〕
○子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第八条第一項に規定するこども家庭庁長官が定める率（こども家庭庁四）　七
○農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件（農林水産五二）　七
○令和九年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（同五四）　七
〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務四）　七
○円借款の供与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一七）　八
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八）　八
○保安林の指定をする件（農林水産五五）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇～一四）　九
○都市計画に関する件（北陸地方整備局二）　一〇
〔人事異動〕
内閣　法務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一一
官庁
公示送達関係　一一
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一九
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（農林水産省）

1　政令で指定する生活関連物資等としての米穀の指定の解除等

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等を米穀とする規定を削除するとともに、これに伴い、米穀の転売の禁止及びこれに関する罰則に係る規定を削除する。（第一条、第二条及び第七条関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係政令の規定を整備する。（附則第二項及び第三項関係）

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

第1　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

1　後期高齢者医療制度における子ども・子育て支援納付金の賦課等

(1)　後期高齢者医療制度の被保険者に対して課する保険料の賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。（第十八条第一項第一号関係）

(2)　子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。（第十八条第一項第八号関係）

⑶　⑵の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た子ども・子育て支援納付金所得割率を乗じて得た額とする。ただし、当該後期高齢者医療広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、当該被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、⑹の子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。（第十八条第一項第九号関係）

イ　⑺ロの所得割総額

ロ　被保険者につき算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

⑷　⑵の被保険者均等割額は、⑺ロの被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。（第十八条第一項第十一号関係）

⑸　子ども・子育て支援納付金所得割率及び⑷の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であるものとする。（第十八条第一項第十二号関係）

⑹　子ども・子育て支援納付金賦課額は、二万千円を超えることができないものとする。（第十八条第一項第十三号関係）

⑺　子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額の基準は、イ及びロのとおりとする。

イ　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度の㈠に掲げる合計額の見込額から㈡に掲げる合計額の見込額を控除して得た額を第十八条第三項第一号の予定保険料収納率で除して得た額とする。（第十八条第四項第一号関係）

㈠　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

㈡　調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）のための収入の額（負担対象総額の一部を除く。）の合計額

ロ　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率を乗じて得た額とする。（第十八条第四項第二号関係）

2　賦課限度額

後期高齢者医療制度の基礎賦課額に係る賦課限度額を八十万円から八十五万円に引き上げる。（第十八条第一項第七号関係）

3　低所得者に対する減額措置に係る判定基準

所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の十分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を三十万五千円から三十一万円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の十分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五十六万円から五十七万円に引き上げる。（第十八条第五項第一号及び第四号関係）

4　その他

その他所要の改正を行う。

第２　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

1　特別調整交付金の総額は、調整交付金基礎額の十分の一に相当する額及び子ども・子育て支援納付金の額の見込額の百二十分の一に相当する額の合計額とする。（第六条第五項関係）

2　令和八年度及び令和九年度における後期高齢者負担率は、百分の十三・二七とする。（第十一条の二関係）

3　財政安定化基金拠出金の額の算定方法等

⑴　特定期間において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、当該特定期間について、当該後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額に基礎財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た基礎拠出額及び当該特定期間における各年度の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額の見込額に各年度ごとの子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額の合計額から高齢者の医療の確保に関する法律第百十六条第七項に規定する収入の見込額の三分の一に相当する額を控除して得た額とする。（第十九条第一項関係）

⑵　子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、各都道府県の当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）及び基金事業貸付金の見込額（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）の合計額から各都道府県の当該年度における基金事業借入金の償還金の見込額（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）を控除して得た額の三分の一に相当する額を、当該年度における各後期高齢者医療広域連合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額で除して得た数等を勘案して、厚生労働大臣が定める率とする。（第十九条第三項関係）

⑶　財政安定化基金拠出金の額のうち特定期間の初年度において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する額は、基礎拠出額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。（第十九条第四項関係）

⑷　特定期間の初年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、後期高齢者医療広域連合から徴収する基礎拠出額及び国が負担する基礎拠出額の合計額を控除して得た額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。（第十九条第六項関係）

⑸　初年度において国が負担する額は、基礎拠出額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。（第十九条第八項関係）

4　令和八年度及び令和九年度における出産育児支援金率は、百分の七・四四とする。（第二十七条の二関係）

第３　施行期日等

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

政　令

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）第二十六条第一項、第三十一条及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

第七条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

3　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十五条第一項、第百条第二項、第百四条第二項、第百十六条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第百二十四条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十八条第四項第一号」を「第十八条第五項第一号」に、「第十八条第一項第二号及び第三号」を「第十八条第一項第三号及び第四号」に改め、同条第五項第三号中「第十八条第一項第二号」を「第十八条第一項第三号」に改める。

第十八条第一項第六号中「第一号の賦課額」を「第一号イの基礎賦課額」に、「八十万円」を「八十五万円」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」を「第二号」に、「算定した当該特定期間」を「算定した特定期間」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号ただし書中「第四号」を「第五号」に、「保険料の賦課額」を「基礎賦課額」に、「当該賦課額」を「当該基礎賦課額」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号イ中「第三項第三号に規定する」を「第三項第三号の」に改め、同号ロ中「当該特定期間」を「特定期間」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該保険料の賦課額」を「前号イの基礎賦課額」に改め、同号ただし書中「係る賦課額」を「係る基礎賦課額」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該保険料の賦課額は、イ及びロの合計額とすること。

イ　被保険者につき算定した基礎賦課額（法第百四条第一項に規定する後期高齢者医療に要する費用（同項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（以下「子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」という。）を除く。）に充てるための賦課額をいう。）

ロ　被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。）

第十八条第一項に次の六号を加える。

八　第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

九　前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率（第十二号において「子ども・子育て支援納付金所得割率」という。）を乗じて得た額であること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文及び第十一号の規定に基づき当該被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第十三号の規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

イ　第四項第二号の所得割総額

ロ　被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

十　前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

十一　第八号の被保険者均等割額は、第四項第二号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額であること。

十二　子ども・子育て支援納付金所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であること。

十三　第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額は、二万千円を超えることができないものであること。

第十八条第二項第五号中「賦課額」を「特定地域基礎賦課額」に、「八十万円」を「八十五万円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第一号の被保険者均等割額は」を「第二号の被保険者均等割額は」に改め、同号ただし書中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「当該保険料の賦課額」を「前号の特定地域基礎賦課額」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該保険料の賦課額は、特定地域基礎賦課額及び前項第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とすること。

第十八条第三項中「保険料の賦課額（次項又は第五項」を「基礎賦課額（第五項又は第六項」に、「「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同項第一号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同号ロ中「執行に要する費用」の下に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「の額」の下に「（法第九十五条第二項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の百二十分の一に相当する額を除く。）」を加え、同項第二号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同項第三号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「当該特定期間」を「特定期間」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項第一号中「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同項第四号中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する子ども・子育て支援納付金賦課額（次項又は第六項に規定する基準に従い第一項又は第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）についての同条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のイに掲げる額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前項第一号の予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

ロ　法第九十五条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第二項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の総額の十二分の一に相当する額を除く。）の合計額

二　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下十一位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額であること。

附則第三条中「第十八条第四項第一号」を「第十八条第五項第一号」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「法第九十五条第二項に規定する調整交付金の総額」を「調整交付金基礎額（法第九十五条第二項に規定する負担対象総額の見込額の総額の十二分の一に相当する額をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「法第九十五条第二項に規定する調整交付金の総額」を「調整交付金基礎額」に改め、「相当する額」の下に「及び法第九十五条第二項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の百二十分の一に相当する額の合計額」を加える。

第十条第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に、「同条第一項第一号及び第二項第一号」を「同条第一項第二号及び第八号並びに第二項第二号」に改め、同条第二項中「第十八条第五項」を「第十八条第六項」に、「同条第一項第一号及び第二項第一号」を「同条第一項第二号及び第八号並びに第二項第二号」に改める。

第十一条の二の見出しを「（令和八年度及び令和九年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「令和六年度及び令和七年度」を「令和八年度及び令和九年度」に、「第百条第二項に規定する」を「第百条第一項の」に、「百分の十二・六七」を「百分の十三・二七」に改める。

第十三条第七項第一号中「出産育児支援金並びに」を「出産育児支援金」に改め、「流行初期医療確保拠出金等」という。）」の下に「並びに法第九十五条第二項に規定する子ども・子育て支援納付金（第十七条から第十九条までにおいて「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同条第八項中「得た額」の下に「及び同条第四項第一号イに掲げる額の見込額から同号ロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額」を加える。

第十七条及び第十八条中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十九条第一項中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に改め、「乗じて得た額」の下に「（以下この条において「基礎拠出額」という。）及び当該特定期間における各年度の法第百四条第一項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（以下この条において「子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」という。）の額の見込額に各年度ごとの子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金拠出額」という。）の合計額」を加え、同条第二項中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に改め、「基金事業交付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る交付金の見込額を除く。）」を、「基金事業貸付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る貸付金の見込額を除く。）」を加え、同条第三項中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「基金事業交付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る交付金の見込額を除く。）」を、「基金事業貸付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る貸付金の見込額を除く。）」を加え、同条第四項中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「基金事業交付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る交付金の見込額を除く。）」を、「基金事業貸付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る貸付金の見込額を除く。）」を加え、同条第五項中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「基金事業交付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る交付金の見込額を除く。）」を、「基金事業貸付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る貸付金の見込額を除く。）」を加え、同条第六項中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「基金事業交付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る交付金の見込額を除く。）」を、「基金事業貸付金の見込額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る貸付金の見込額を除く。）」を加え、同条第七項中「拠出金の額」を「基礎拠出額」に改め、「以上の額」の下に「（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る交付金の見込額を除く。）」を加え、同条第七項中「拠出金の額の合計額」を「基礎拠出額の合計額」に改め、「以上の額」を「以上の額」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「徴収する額」を「徴収する基礎拠出額」に、「第七項」を「第八項」に、「負担する額」を「負担する基礎拠出額」に改め、「以上の額」の下に「及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「第五項及び第七項」を「第六項及び第八項」に、「拠出金の額」を「基礎拠出額」に改め、「以上の額」の下に「及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、各都道府県の当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る交付金の見込額に限る。）及び基金事業貸付金の見込額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る貸付金の見込額に限る。）の合計額から各都道府県の当該年度における基金事業借入金の償還金の見込額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る借入金の償還金の見込額に限る。）を控除して得た額の三分の一に相当する額を、当該年度における各後期高齢者医療広域連合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額で除して得た数等を勘案して、厚生労働大臣が定める率とする。

第二十七条の四を第二十七条の五とし、第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（令和八年度及び令和九年度における出産育児支援金率）

第二十七条の二　令和八年度及び令和九年度における法第百二十四条の三第一項の出産育児支援金率は、百分の七・四四とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条及び附則第三条の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎
文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小野田紀美
環境大臣　石原　宏高

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第四（第五条関係）		**別表第四**（第五条関係）	
借方科目	貸方科目	借方科目	貸方科目
（略）	電源立地対策費	（略）	電源立地対策費
	電源利用対策費		電源利用対策費
	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
	脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資		（新設）
	原子力安全規制対策費		原子力安全規制対策費
	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費
	周辺地域整備資金へ繰入		周辺地域整備資金へ繰入
	国債整理基金特別会計へ繰入		国債整理基金特別会計へ繰入
	事務取扱費		事務取扱費

	諸支出金		諸支出金
	脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金		脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金
	周辺地域整備資金へ組入		周辺地域整備資金へ組入
整理科目	（略）	整理科目	（略）

別表第六（第五条関係）

借方科目	貸方科目
一般会計より受入	先端半導体・人工知能関連技術対策費
財政投融資特別会計より受入	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
先端半導体・人工知能関連技術公債金	独立行政法人情報処理推進機構出資
雑収入	先端半導体・人工知能関連技術対策公債事務取扱費一般会計へ繰入
	国債整理基金特別会計へ繰入

	諸支出金		諸支出金
	脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金		脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金
	周辺地域整備資金へ組入		周辺地域整備資金へ組入
整理科目	（略）	整理科目	（略）

別表第六（第五条関係）

借方科目	貸方科目
（新設）	先端半導体・人工知能関連技術対策費
財政投融資特別会計より受入	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
（新設）	独立行政法人情報処理推進機構出資
	（新設）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　　令

○厚生労働省令第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～五十三　（略）	一～五十三　（略）（新設）
五十四　二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類	
五十五～百二十　（略）	五十四～百十九　（略）（新設）
百二十一　一―（二―ジエチルアミノ）エチル―二―（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）メチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	
百二十二～百三十五　（略）	百二十～百三十三　（略）（新設）
百三十六　N―シクロプロピル―四―ヒドロキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類	
百三十七～三百五十七　（略）	百三十四～三百五十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○経済産業省・環境省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第七条第一項第一号イ(4)の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　小野田紀美

環境大臣　石原　宏高

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）	（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。	6　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
一　（略）	一　（略）（新設）
二　蒸気（前号に掲げるものを除き、廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）並びに温水及び冷水（廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）　○三　蒸気（前二号に掲げるものを除く。）並びに温水及び冷水（前号に掲げるものを除く。）　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数	二　蒸気（前号に掲げるものを除く。）、温水及び冷水　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
7　環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び前項第三号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認するものとする。	7　環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び第六項第二号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認するものとする。

（実測等に基づく係数を用いた算定等）

第十一条　特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第三号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

（実測等に基づく係数を用いた算定等）

第十一条　特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第二号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、令和八年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量の算定について適用する。

法規的告示

○こども家庭庁告示第四号

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第八条第一項の規定に基づき、同項第一号イ及び第二号イのこども家庭庁長官が定める率を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月二十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第八条第一項に規定するこども家庭庁長官が定める率

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第八条第一項第一号イ及び第二号イのこども家庭庁長官が定める率は百分の五十二とする。

○農林水産省告示第五十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第五項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号（農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をいい、いよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては令和九年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては令和十年産の果実に係る共済関係から、それぞれ適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の令和八年以前の年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の令和九年以前の年産の果実に係る共済関係についての農業保険法第百四十八条第五項の細区分については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和九年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル及びいよかん並びに令和十年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をいい、いよかんを除く。）に係る同法第百四十八条第二項の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十一日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社リライフテクノロジー

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル一階

認証年月日

令和八年一月八日

○外務省告示第十七号

令和七年十二月十九日にコトヌで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

令和八年一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベナン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベナン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十七億二千万円（七、七二〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済ガバナンス及び民間セクター開発支援計画のための開発政策借款として、ベナン共和国政府による経済ガバナンス及び民間セクター開発支援のための計画（以下「計画」という。）においてベナン共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベナン共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ベナン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、一・九パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベナン共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、ベナン共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　ベナン共和国政府は、ベナン共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をベナンの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベナン共和国政府の国家予算に編入される。

5　ベナン共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6　ベナン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ベナン共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベナン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ベナン共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されないことを確保すること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　ベナン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びベナン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月十九日にコトヌで

ベナン共和国駐在

日本国特命全権大使　上薗英樹

ベナン共和国

経済・財務担当国務大臣（協力担当）

ロミュアルド・ワダニ閣下

（ベナン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ベナン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月十九日にコトヌで

ベナン共和国

経済・財務担当

国務大臣（協力担当）

ロミュアルド・ワダニ

ベナン共和国駐在

日本国特命全権大使　上薗英樹閣下

○外務省告示第十八号

令和七年十二月十七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

令和八年一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百十三億六千八百万円（二一、三六八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、畜産振興・家畜衛生強化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウズベキスタン共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　年間の利子率は、二・三パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・八パーセントとする。

(d)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後八年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、ウズベキスタン共和国政府が計画に基づき指定金融機関を通じて最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4　(1)　借款の一部は、ウズベキスタン共和国政府が調達適格国の供給者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のためにウズベキスタン共和国政府と当該供給者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　ウズベキスタン共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

6　ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してウズベキスタン共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してウズベキスタン共和国において課される全ての付加価値税

9　ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

10　ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月十七日に東京で

ウズベキスタン共和国駐在

日本国特命全権大使　平田健治

ウズベキスタン共和国

投資・産業・貿易大臣

クドラートフ・ラジズ・シャフカトヴィッチ閣下

（ウズベキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月十七日に東京で

ウズベキスタン共和国

投資・産業・貿易大臣

クドラートフ・ラジズ・シャフカトヴィッチ

ウズベキスタン共和国駐在

日本国特命全権大使　平田健治閣下

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那二二九七・二二九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月二日から同月六日（予備、同月九日から同月十六日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日、同月三日及び同月四日（予備、同月二日及び同月五日から同月八日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年北陸地方整備局告示第百七号村上都市計画道路事業三・四・二十二号東大通り線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十一日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理解職

国務大臣　片山さつき

総務大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月十六日）

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　黄川田仁志

文部科学大臣松本洋平帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月十七日）

国務大臣　林　芳正

デジタル大臣松本尚海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松本尚海外出張不在中内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を命ずる

○外務大臣臨時代理解職

同　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職

同　赤間　二郎（あかま二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上一月十八日）

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　小野田紀美

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　小野田紀美

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる

○農林水産大臣臨時代理解職

同　石原　宏高

農林水産大臣鈴木憲和帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上一月十九日）

法務省

法務事務官

同　浅野　敏之
同　飯塚　美香
同　伊藤　祐一
同　岩下　雄二
同　加倉井栄雄
同　河崎　雄二
同　河村　素子
同　金城　正彦
同　黒坂　美和
同　高山　達司
同　近　宏樹
同　坂本　深雪
同　澤田　勝弘
同　嶋田　明彦
同　白川　吉郎
同　関口　真
同　髙木　大輔
同　髙橋　秀樹
同　田代　尚昌
同　田中　直樹
同　坪井　英樹
同　友野　英俊
同　仲木　政則
同　中村　達彦
同　羽澤　政明
同　平木　美輝
同　船水　格
同　古谷　武士
同　細川　秀樹
同　本田　由佳
同　松村　謙一
同　宮代　智雅
同　八代　光央
同　横井　秀行
同　吉儀　弘美
同　明石　直人
同　阿部　暢樹
同　生澤　純一
同　岩井　宏之
同　大宮　美幸
同　金森　真吾
同　河津奈美絵
同　北原　充彦
同　久慈　泉
同　神山　智
同　古和　謙一
同　坂　佳恭
同　佐藤　淳一
同　鹿田　和輝
同　島貫　悟
同　杉本　博明
同　高木　一浩
同　髙木　優
同　瀧　広治
同　立野　光男
同　檀　英俊
同　徳山　浩司
同　鳥澤　充
同　永田　敦子
同　野村　和身
同　日髙　剛
同　平林　尚美
同　舟山　一次
同　星　庄一
同　堀内　章弘
同　前田　興作
同　丸子　智広
同　森　正裕
同　山田三穂子
同　横畠　智美
同　和田　哲治

令和七年度土地家屋調査士試験委員（口述試験担当）に併任する

併任の期間は令和八年二月二十八日までとする（各通）（一月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、一月十八日午後四時二十七分御出門、大相撲一月場所を御覧のため、国技館（墨田区）へ行幸啓、同七時十九分還幸啓になった。

官庁報告

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束806番地
清算株式会社　鳥取東伯ミート株式会社
代表清算人　戸田　　勲
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１２号
沖縄県那覇市銘苅３丁目１番31号
清算株式会社　株式会社ターミナルブルーレーベル
代表清算人　新山　勝己
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０４１号
東京都中央区八丁堀１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社君津ロックウール
１　決定年月日　令和８年１月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００４号
福岡市博多区築港本町５番６号
清算株式会社　株式会社はかたカネ又
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第７号
佐賀市大和町大字久池井886番地１
清算株式会社　株式会社アクセス
代表清算人　前野　正博
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の免除
下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
記
①　株式会社十八親和銀行
債権額105,541,405円（元本部分）
②　株式会社日本政策金融公庫
債権額7,249,116円（元本部分）
③　独立行政法人福祉医療機構
債権額13,514,742円（元本部分）
④　佐賀県信用保証協会
債権額38,737,399円（元本部分）
２　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
佐賀地方裁判所

令和７年（ヒ）第５号
東京都大田区田園調布５丁目53番16号
清算株式会社　石丸商店株式会社
代表清算人　石丸　良弘
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の免除
下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
記
①　東京信用保証協会
債権額15,685,283円（元本部分）
②　株式会社みずほ銀行
債権額41,433,905円（元本部分）
③　株式会社石丸商店
債権額86,795,177円（元本部分）
２　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲に遡って失われるものとする。
佐賀地方裁判所

令和７年（ヒ）第４号
佐賀市唐人１丁目５番43号
清算株式会社　株式会社石丸商店
代表清算人　石丸　良弘
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　次の協定を認可する。
１　協定債権の免除
下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
記
①　佐賀県信用保証協会
債権額115,667,632円（元本部分）
②　佐賀信用金庫
債権額180,790,172円（元本部分）
③　株式会社商工組合中央金庫
債権額38,008,298円（元本部分）
④　石丸商店株式会社
債権額72,204,168円（元本部分）
２　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲に遡って失われるものとする。
佐賀地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

共有物の変更に係る裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一二〇頁（号外第二七二号）

（己）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

（庚）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一一七頁（号外第二七二号）

令和八年一月二十一日

東京都世田谷区上馬五丁目三七番六号
（甲）株式会社ＴＡＫＥＳＨＩ
代表取締役　古川　猛

東京都千代田区岩本町一丁目九番八号
（乙）ディスティニ株式会社
代表取締役　古川　猛

東京都千代田区岩本町一丁目九番八号
（丙）シンフォニ株式会社
代表取締役　古川　猛

東京都大田区中央四丁目三〇番五号
（丁）ＮＥＸＴ株式会社
代表取締役　進藤　剛

横浜市港北区篠原町二五七二―一
（戊）ゴクウ横浜株式会社
代表取締役　古川　猛

東京都世田谷区上馬五丁目三七番六号
（己）株式会社暁
代表取締役　今井　一江

千葉県市川市大和田二丁目七番四号
（庚）ＩＭＰＡＣＴ株式会社
代表取締役　古川　猛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mv-kanto.co.jp/company/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十一日
掲載頁　一六八頁（号外第一一一号）

令和八年一月二十一日

東京都江東区亀戸五丁目三〇番三
（甲）マックスバリュ関東株式会社
代表取締役　平田　炎

東京都杉並区阿佐谷南一丁目三三番一〇号
（乙）イオンマーケット株式会社
代表取締役　乾　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二二〇頁（号外第一六七号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十一日

東京都品川区東五反田二丁目七番一八号
（甲）株式会社ＦＥＬ
代表取締役　長瀬　文男

東京都品川区東五反田二丁目七番一八号
（乙）三日月株式会社
代表取締役　長瀬俊二郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://group.nagase.com/nagasechemtex/company/public-notice
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一五七頁（号外第一四八号）

令和八年一月二十一日

大阪市西区新町一丁目一番一七号
（甲）ナガセケムテックス株式会社
代表取締役　森田　貴之

福井県坂井市三国町米納津四九字一一一の一
（乙）福井山田化学工業株式会社
代表取締役　佐々木大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月十八日
掲載頁　十頁

（乙・丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十五日
掲載頁　一四七頁（号外第二八四号）

令和八年一月二十一日

福岡市博多区上川端町一二番二〇号
（甲）株式会社ＮＳ５―４号
代表取締役　伊勢　剛

新潟県長岡市西千手一丁目一番一号
（乙）株式会社アークＨ．Ｄ
代表取締役　上村健太郎

新潟県長岡市西千手一丁目一番一号
（丙）株式会社アテンド
代表取締役　桑原　厚

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の乙が関東で営むスーパーマーケットの事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mv-kanto.co.jp/company/
（乙）https://www.daiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html

令和八年一月二十一日

東京都江東区亀戸五丁目三〇番三
（甲）マックスバリュ関東株式会社
代表取締役　平田　炎

神戸市中央区港島中町四丁目一番一
（乙）株式会社ダイエー
代表取締役　西峠　泰男

吸収分割公告

左記会社は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割により、甲が利用権限を有する映像作品の上映及び頒布並びに甲が利用権限を有するコンテンツの利用等を国内外の事業者に国外市場向けにライセンスする事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十八日
掲載頁　五十三頁（号外第二五三号）

令和八年一月二十一日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
（甲）東宝株式会社
代表取締役　松岡　宏泰

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
（乙）ＴＯＨＯ　Ｇｌｏｂａｌ株式会社
代表取締役　植田　浩史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二〇頁（号外第二七二号）

令和八年一月二十一日

大阪市住之江区柴谷一丁目一番四〇号

（甲）株式会社ＧＡＭ

代表取締役　池田　勝義

大阪市住之江区柴谷一丁目一番四〇号

（乙）ジック株式会社

代表取締役　池田　勝義

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福岡県内で運営する高齢者向け施設及び調剤薬局に係る事業の全部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一六八頁（号外第二二〇号）

令和八年一月二十一日

福岡県田川市大字糒二〇八五番地一〇

（甲）株式会社あいあい

代表取締役　佐々木一成

福岡県田川市大字糒二〇八五番地一〇

（乙）株式会社ＳＫＹ

代表取締役　佐々木一成

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する石垣食品株式会社（住所東京都中央区八重洲二丁目一番一号）に対して当社の個人向け食品・飲料類販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

簡易会社分割に該当するため、当社の株主総会の承認決議は省略しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十一日

東京都港区白金台五丁目一八番九号

株式会社ウェルディッシュ

代表取締役　小松　周平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

仙台市青葉区北目町二番三七号

合名会社郷家商事

社員　郷家　昌幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社アストルグループとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

埼玉県三郷市早稲田二丁目二五―二一

ＡＳＴＯＬ合同会社

代表社員　佐々木　寛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

千葉県船橋市中野木一丁目二番三九―一号

合同会社ナレッジテック

代表社員　野田　裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都町田市旭町一丁目一八番二四号

ＯＮＥ　ＤＯＯＲ合同会社

代表社員　一戸　雅行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社サングロースとします。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月三十日に終了を予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都足立区花畑七丁目四番三号

合同会社サングロース

代表社員　澤田　晟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都多摩市山王下一―五―一〇―四〇一

キャリアード合同会社

代表社員　川下　裕史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＫｏｈＭｏｒｉとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都品川区西品川一―四―一〇センチュリービル一〇一号室

合同会社ＫｏｈＭｏｒｉ

代表社員　好田　盛也

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都江戸川区西小岩四丁目一〇番六号

アドブレーン合同会社

代表社員　黒川　良美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社松山企画とします。効力発生日は令和八年二月二十三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月二十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

神奈川県川崎市宮前区鷺沼四丁目三番地一三

合同会社松山

代表社員　松山　茂雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

合同会社ｔｗｏ―ｒｉｎｇｓ

代表社員　和仁　稔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は東源株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪府泉南市樽井七丁目二七番五号

東源合同会社

代表社員　金　明　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり組織変更後の商号は株式会社田中陽子デザイン事務所とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪市西区京町堀一丁目一四番二五号京二ビル三〇一

合同会社田中陽子デザイン事務所

代表社員　橋本　陽子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ＰａｒｔｎｅｒＤｏｃとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

Ｓａｎａ合同会社

代表社員　渡邊　健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪府大阪市生野区勝山北五丁目一七番五号

合同会社ＪＡＤＥＣＯＭＰＡＮＹ

代表社員　髙木　知美

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.yon-e.co.jp/company/information/affiliated/

令和八年一月二十一日

香川県高松市上之町三丁目一番四号

顕娃風力発電株式会社

代表取締役　松木　敦則

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

熊本市中央区新市街一三―一三フタビル三階

合同会社福徳

代表社員　中山　美保

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大分市大字田原九六番地（エスポワールわさだ弐番館一〇三）

合同会社エスペランサアセットマネジメントパートナーズ

代表社員　株式会社テラスバ

職務執行者　佐藤　準基

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十七日を払込期日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少し、その全額を資本準備金とすることとし、最終的な資本金の金額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六八頁（号外第一一一号）

令和八年一月二十一日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目三三番一〇号

イオンマーケット株式会社

代表取締役　乾　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二二億五四〇万三一八九円減少して九四〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十二日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十一日

東京都大田区矢口一丁目五番一号

桂川電機株式会社

代表取締役　渡邉　正禮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十四日

掲載頁　九十六頁（号外第七号）

令和八年一月二十一日

横浜市磯子区洋光台三丁目二一番一七号

菱和工業株式会社

代表取締役　大村　裕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万五千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　八十一頁（号外第一五七号）

令和八年一月二十一日

京都市左京区吉田下阿達町四六―二九京都大学医薬系総合研究棟

リジェネフロ株式会社

代表取締役　森中　紹文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一一九頁（号外第八号）

令和八年一月二十一日

大阪市平野区長吉長原東三丁目一番四―三〇一号

株式会社オーエイケイ

代表取締役　木村　尚子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十九億九千万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十一日

東京都目黒区青葉台四丁目七番七号

株式会社バロックジャパンリミテッド

代表取締役　村井　博之

準備金の額の減少公告

当社は、ダイワテック株式会社及び株式会社カンテックとの株式交換により増加する予定の資本準備金の額を六億七千八百四十六万八千百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十一日

大阪市東住吉区住道矢田八丁目一三番二六号

ダイワテックホールディングス株式会社

代表取締役　神農　竹夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千百五十万円、資本準備金の額を二億九千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十一日

東京都港区六本木七丁目七番七号

六本木吸収分割株式会社

代表取締役　坂本　真一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を十億円減少し、二億一千万円、資本準備金の額を十億円減少し、零円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により資本金及び資本準備金の額を十億円増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は、同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　九十二頁（号外第一二九号）

令和八年一月二十一日

愛知県弥富市神戸九丁目二五番地

東海プレス工業株式会社

代表取締役　田中　弘樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億百五十九万一千二百三十二円、資本準備金の額を金一億百五十九万一千二百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十一日

愛知県岩倉市下本町真光寺五三番地六

有限会社こども未来研究所

代表取締役　山本　哲也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を八億二千八百十二万六千三百十三円、資本準備金の額を八億二千八百十二万六千三百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一六〇頁（号外第一六一号）

令和八年一月二十一日

神戸市兵庫区荒田町四丁目八番五号

株式会社カナモリコーポレーション

代表取締役　金森　勇祐

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年一月二十一日

千葉県船橋市海神町南一丁目一四七五番地

丸山金属工業株式会社

代表取締役　河上　達夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十二日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十一日

愛知県西尾市一色町前野川原三三番地四

上坂印刷株式会社

代表取締役　太田　利和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である池田肇及び林東錦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

中華人民共和国福建省厦門市高崎国際空港東埭遼路二〇号

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地関西国際空港内　厦門太古飛机工程有限公司

日本における代表者　林　東錦

任意清算公告

当社は、令和八年一月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

仙台市太白区中田町字後河原六番地の三七

合資会社　三和電工

代表社員　八巻　勝美

任意清算公告

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

福岡市博多区店屋町四番一六号土居ビル

税理士法人レイセン会計

代表社員　國﨑　充夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十八億三千六百六十五万八千六百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001050/c37g/

令和八年一月二十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ２特定目的会社

取締役　吉岡　淳

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号

長谷川香料株式会社

確定給付企業年金清算人　江波戸崇道

訂正公告

令和八年一月十四日（号外第七号）掲載の所有者不明土地及び建物管理人による供託公告中、「二供託所　千葉法務局木更津支局」とあるは、「二供託所　千葉地方法務局木更津支局」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十一日

千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五Ｆ　コンパサーレ法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人

弁護士　濟木　昭宏

訂正公告

令和七年十一月十一日掲載の優先資本金の額の減少公告中、「取締役　鄭　武壽」とあるは「取締役　田中　雅勝」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

恵比寿特定目的会社

取締役　田中　雅勝

取消公告

令和七年十一月二十六日掲載の当社の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年一月二十一日

東京都港区高輪三丁目一一番三号イハラ高輪ビル

イハラサイエンス株式会社

代表取締役　唐澤　将

正　誤

令和七年七月三十一日厚生労働省告示第二百十四号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二ページ下段改正後欄一行目から一五行目までは次のとおりの誤り。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。

一～二十四	（略）
二十五	オメプラゾール
二十六～九十五	（略）
九十六	ランソプラゾール
九十七～百	（略）

同ページ下段改正前欄一行目から一五行目までは次のとおりの誤り。

一～二十四	（略）
二十五～九十四	（略）
（新設）	
二十五～九十四	（略）
（新設）	
九十五～九十八	（略）